

石浜小学校 いじめ防止対策基本方針

1 基本的な考え方

いじめに迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止のための組織

(1) いじめ対策部（今実施している毎月の企画会議のこと）

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、主幹養護教諭、教務主任、担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等を中心とする、いじめ防止の対策のための「いじめ対策会議」を毎月開催する。

(2) 特別支援教育校内委員会（校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、特別支援教室主任、スクールカウンセラー）

特別支援校内委員会等で、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) いじめ対策連絡協議会（校長、副校長、教務主任、生活指導主任、主幹養護教諭、担任、スクールカウンセラー）

石浜小学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図るために、「いじめ対策連絡協議会」を置き、情報交換や指導の経過についての検討を行う。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「生活アンケート」を実施したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 人権教育・道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

○教職員研修を実施し、共通理解を図る。

○「生活アンケート」後に、必要に応じて、スクールカウンセラーや学級担任等により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○「相談室予約カード」等により、スクールカウンセラーによる相談の時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

○縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、「いじめ対策連絡協議会」の開催や子供家庭支援センター等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「生活アンケート」の実施

年に2回「生活アンケート」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 子供との関わりの重視

児童の休み時間、清掃時間、放課後等に児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを早期に把握する。

(4) 生活指導夕会による全教職員による情報の共有化

毎週1回、生活指導上の課題（学級の様子、トラブル、怪我、課題のある児童や行動など）について教職員全体で情報共有し、問題解決についての取組を全体で一致させる。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、アンケートや個別の面談等の適切な方法により事実関係を明確に確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対策連絡協議会」により対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 教育委員会に速やかに報告し、連携を図る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心とし事実関係を明確にするための調査を実施し、関係諸機関と連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。